議案第９号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和７年２月１７日提出

印西市長　　藤　代　　健　吾

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

別表中地区計画建築審議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策協議会委員	日額　　７，５００円

別表中学校給食センター運営委員会委員の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額　３０，０００円

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第９号審議資料

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２３号）の一部を改正する条例の制定について

１　改正の要旨

(1)　空家等対策協議会委員に係る報酬額の規定を新たに加えるもの

(2)　学校運営協議会委員に係る報酬額の規定を新たに加えるもの

２　改正の理由

(1)　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）の規定に基づき印西市空家等対策協議会設置条例（令和７年条例第１６号）を制定することに伴い、同協議会委員に係る報酬額を設定するもの

(2)　市内の小中学校にコミュニティ・スクールを導入するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２条）の規定に基づき学校運営協議会を設置することに伴い、同協議会委員に係る報酬額を設定するもの

３　施行期日

令和７年４月１日

４　新旧対照表

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>第１条　（略）
（報酬）
第２条　特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。
第３条～第５条　（略）
別表（第２条、第４条）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬額</th><th>旅費の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">（中略）</td><td rowspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>地区計画建築審議会委員</td><td>日額
7,500円</td></tr>
<tr><td>空家等対策協議会委員</td><td>日額
7,500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（中略）</td></tr>
</table></td><td>第１条　（略）
（報酬）
第２条　特別職の職員の報酬は、別表のとおりとする。
第３条～第５条　（略）
別表（第２条、第４条）
<table>
<tr><th>区分</th><th>報酬額</th><th>旅費の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">（中略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>地区計画建築審議会委員</td><td>日額
7,500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">（中略）</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

学校給食センター運営委員会委員	日額 7,500円
学校運営協議会委員	年額 30,000円
以下　（略）	

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

学校給食センター運営委員会委員	日額 7,500円
以下　（略）	